

# 平成29年度 九年庵一般公開出店要領

平成29年11月15日(水)から23日(木・祝)までの九年庵一般公開に伴う出店要領は次のとおりとする。

## 1 出店者の資格

- (1) 出店者は、神埼市内に在住または営業所を有し、神埼市商工会会員および神埼市観光協会会員の資格を有する者
- (2) 一般公開期間(9日間)を通して出店できる者
- (3) 申込み本人が営業・販売ができる者(名義貸し等は受け付けない)

## 2 出店場所

- (1) 憩の家(もみじの湯)駐車場
- (2) 仁比山公園
- (3) 仁比山公園キャンプ場

## 3 出店区画

- (1) 憩の家(もみじの湯)駐車場の出店区画には制限を設け、出店ブーステントの総延長が37.8mを超えない範囲とする。(1テントの間口の長さ5.4m、半テントの間口の長さ2.7m)
- (2) **出店区画の制限を超える申込があった場合は、抽選を行ったうえで出店者を決定する。**

## 4 出店申込上限

1者(社)につき1小間まで

## 5 出店料(小間料)

### (1) 憩の家(もみじの湯)駐車場

1小間……………170,000円 1テント(2間×3間、9日間・設備含む)・机4卓、椅子4脚  
半小間……………85,000円 半テント(2間×1.5間、9日間・設備含む)・机2卓、椅子2脚  
※「設備」… コンセント(1テントあたり)2口(照明用)。給排水設備1カ所。

### (2) 仁比山公園

1小間……………50,000円 1テント(2間×3間、9日間・設備含む)・机4卓、椅子4脚  
半小間……………25,000円 半テント(2間×1.5間、9日間・設備含む)・机2卓、椅子2脚  
※「設備」… コンセント(1テントあたり)2口(照明用)。※給排水設備はありません。

### (3) 仁比山公園キャンプ場

1小間……………40,000円 1テント(2間×3間、9日間・設備含む)・机4卓、椅子4脚  
半小間……………20,000円 半テント(2間×1.5間、9日間・設備含む)・机2卓、椅子2脚  
※「設備」… コンセント(1テントあたり)2口(照明用)。※給排水設備はありません。

### (4) 注意事項

- ① 上記以外の設備は、出店者で準備してください。
- ② 電気容量に限度がありますので、照明用のみとなります。
- ③ 消費電力が多い器具を使用される場合は、各自で発電機を準備してください。
- ④ 机・椅子等標準以上に必要な場合は、各自で準備してください。
- ⑤ 商店名、価格表示を必ず行うこと。
- ⑥ 憩の家駐車場の出店者が追加搬入する際には補助員が搬入し、運転手は車から離れないこと。また、搬入作業が終了後速やかに車の移動をすること。

- ⑦ 保健所等の届出は、各自で行い、特に衛生面については十分配慮すること。
- ⑧ 飲食を提供する方は、手洗いなどを常に行い、消毒液の準備など、ブース内の衛生管理には充分なご配慮をお願いします。
- ⑨ コンロ、発電機などの対象火気器具を使用する場合は、消火器の準備が義務付けられています。また併せて消防署への届出が義務付けられています。
- ⑩ 憩いの家(もみじの湯)駐車場に出店される方は、必ず地面にビニールシートを敷くこと。

## 6 出店料の納付について

出店が確定した事業者は、9月29日(金)までに指定口座に振り込むこと。(神崎市観光協会窓口でも可)

(振込先)	佐賀銀行 神埼支店
(種類)	普通預金
(口座番号)	3014156
(名義)	神崎市観光協会 会長 <small>しま</small> 島 <small>ふじお</small> 富士男

## 7 搬入

11月14日(火) 午前9時から

11月15日(水)～23日(木・祝) 午前7時50分まで

## 8 器具等の設置

- ・出店用テントは11月11日(土) 13:30 より設置予定。(正式決定後に連絡します)
- ・出店業者の方は立会をお願いします。
- ・流し台などを置かれる方は、11月12日午後～14日で配管工事を行いますので、12日(日)午前中までに設置をお願いします。

## 9 搬出

11月15日(水)～23日(木・祝)  
24日(金)

午後4時30分以降  
午前9時から(テント等の撤去)

## 10 搬入車

- 業者車両ステッカー 1業者1枚 (掲示場所…フロントガラス左側)
- 搬入車両ステッカー 1業者1枚 (掲示場所…フロントガラス左側)
  - ・ 駐車場は指定の場所(仁比山公園駐車場係員の指示に従い、仁比山公園駐車场上段西側の南から詰めて一般の車両の迷惑にならないように駐車すること)に整列して駐車してください。
  - ・ 途中で搬入がある際は、搬入車ステッカーを必ず指定の場所に掲示すること。

## 11 清掃

- ・ 毎日店舗前及び周辺のコブ掃を行ひ、自分の店舗で出したゴミだけではなく店舗周辺のコブも持ち帰ること。
- ・ 広場には協会ではゴミ箱を設置しないので、店舗前には必ずゴミ箱またはゴミ袋を設置すること。
- ・ 排水時にゴミが流れ出ないように、流し台にネット等つけ工夫すること。
- ・ 排水設備のある出店者は排水桝のコブ掃を行うこと。  
(生ごみが流れ地域住民の苦情がないよう注意する。)

## 12 その他

- ・ 神崎市商工会会員及び神崎市観光協会会員として出店しているので、会員としての意識を持ち、来園者へのサービス向上に努め、苦情トラブルがないようにすること。
- ・ 夜間の警備は行なわないので各自で対応すること。

- ・ 保健所等の届出は、各自で行い、特に衛生面については十分配慮すること。
- ・ 憩の家(もみじの湯)は午後9時まで営業されます。テント内の商品等の管理は各時で対応すること。

◎上記の内容をご了解いただける方のみ、お申し込みください。

申込の際は、別紙「申立書及び誓約書」に署名のうえ、申込書に添付してお申し込みください。

【問い合わせ先】 神崎市観光協会（神崎市商工観光課内） ☎ 37-0107